

一時保育のしおり

1 一時保育とは

保護者が、パート勤務等により週1～3日程度お子さんを家庭で保育できないとき、保護者がけがや病気等で預けたいとき、一時的にお子さんをお預かりする事業です。また、対象児童は、原則として次の①と②の両方に該当し、予め登録をした児童とします。

- ① 長岡医療と福祉の里の職員が父や母である3歳未満の児童
- ② ひまわり・ふくちゃん保育園以外の保育園やこども園に籍がない3歳未満の児童

2 事業の内容

- (1) 一時保育の受入対象の月齢は通常保育と同様です。
- (2) 保育日数（平均週3日以内）保護者の労働等により、断続的に家庭で保育が困難となるとき、お子さんを保育します。※上記を超える期間の保育は、通常入園となります。
- (3) 保育時間は半日（5時間未満）、及び、1日があります。
- (4) 保育料の負担額は、半日（5時間未満）1,200円、1日1,800円、1食の給食費400円となり、請求は通常保育と同じ方法でお支払いいただきます。
- (5) 延長料金等は通常保育と同様です。

3 利用手続

- (1) 「保育園登録利用申請書」を勤務先事業所の事務経由で医療法人崇徳会地域総合サービスセンターに提出してください。（申請書は当センターの保育園紹介ホームページからダウンロードしてご使用ください。）その後に保育園での面談を受けていただきます。
※注 利用できる人数に制限がありますので、すぐにお預かりできない場合があります。
- (2) 登園許可された期間の途中で利用しなくなる場合は、保育園に「退園届」を提出してください。なお、給食の申込をされた日は給食の食材を発注しますので、休むときはあらかじめ保育園に連絡をしてください。食材の取消しができない場合は、実費をいただきます。

4 利用時に用意するもの

登園する保育園にお問い合わせください。

5 その他

- (1) 園児の年齢は、平成29年3月31日時点の満年齢です。
- (2) 土曜保育は、昼食を持参してください。
- (3) 他の保育内容については通常保育と同様です。